

わが国税制の現状と課題

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—（抄）

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

6. し好品課税

（2）酒税

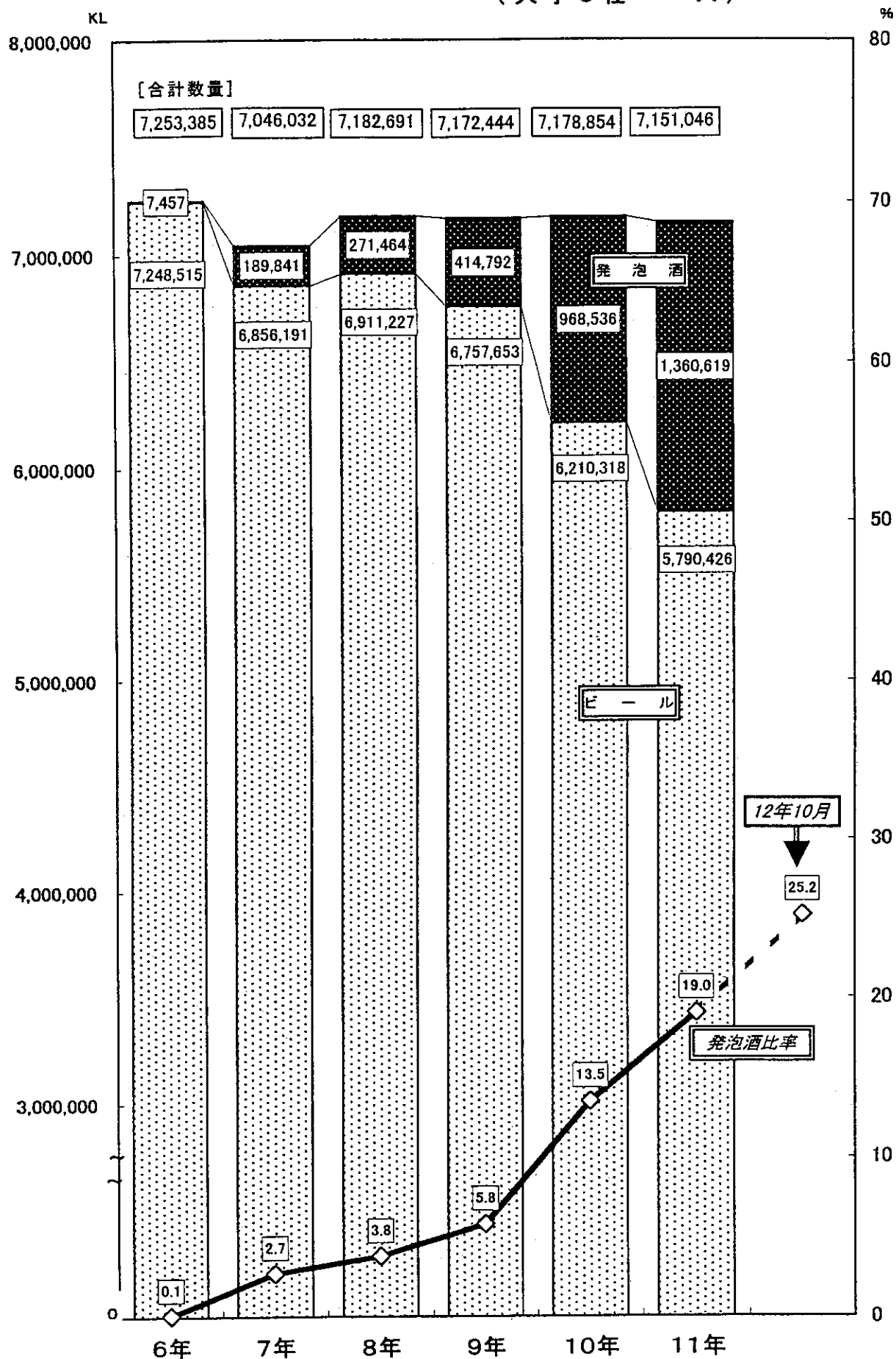
② 酒税の現状

（イ） ビールは、わが国の酒類の課税数量（平成 10 年度：約 1,000 万キロリットル）の 6 割強を占める基幹的な酒類となっています。ビールの小売価格に対する酒税の負担割合は、抜本的税制改革の直後の平成元年と比較するとおおむね同じかやや下回る水準となっています。

なお、平成 6 年以降、品質的にビールと近似し、税負担がビールよりも低い発泡酒（雑酒の一品目）の課税数量が著しい増加を示しており、平成 8 年度税制改正において発泡酒の税率引上げなどが行われましたが、その後の新製品の販売などもあり、最近では清酒の課税数量を上回る水準となっています。ビールの課税数量は平成 6 年度をピークに近年減少していますが、ビールと発泡酒を合わせ考えればおおむね横ばいで推移している状況にあります。

ビール・発泡酒の課税数量と発泡酒比率の推移

(大手5社ベース)

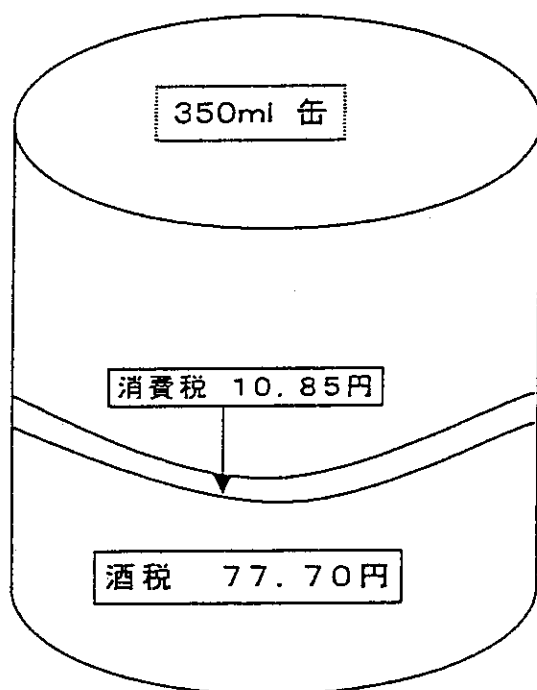


ビ　ー　ル

税率　222,000円／KL

消費税抜き小売価格 218円
(メーカー希望小売価格)

消費税込み小売価格 228円



酒税負担割合 35.8%
(対消費税抜き価格)

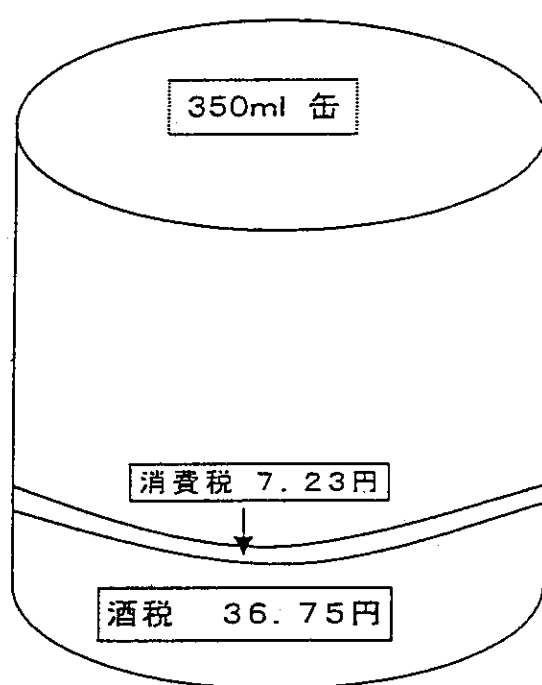
合計税負担割合 38.8%
(対消費税込み価格)

発　泡　酒

税率　105,000円／KL
(麦芽比率25%未満)

消費税抜き小売価格 145円
(メーカー希望小売価格)

消費税込み小売価格 152円



酒税負担割合 25.4%
(対消費税抜き価格)

合計税負担割合 28.9%
(対消費税込み価格)

発泡酒に係る税率の特例措置（租税特別措置法第87条の4）

《平成8年10月1日から実施》

発泡酒に係る課税制度の概要

発泡酒＝麦芽を原料の一部とした発泡性酒類

〔麦芽のほか、麦、糖類、米、とうもろこし等を原料とした酒類。その他に果汁、ハーブ、更には唐辛子等を原料とし、又は混和したものも含まれる。〕

〔麦芽比率〕

100%

ビール

〔麦芽及びホップのほか、米、とうもろこし、でんぷん、糖類等の特定原料のみを使用したもの〕

222,000円/kl

67%

222,000円/kl

発泡酒

50%

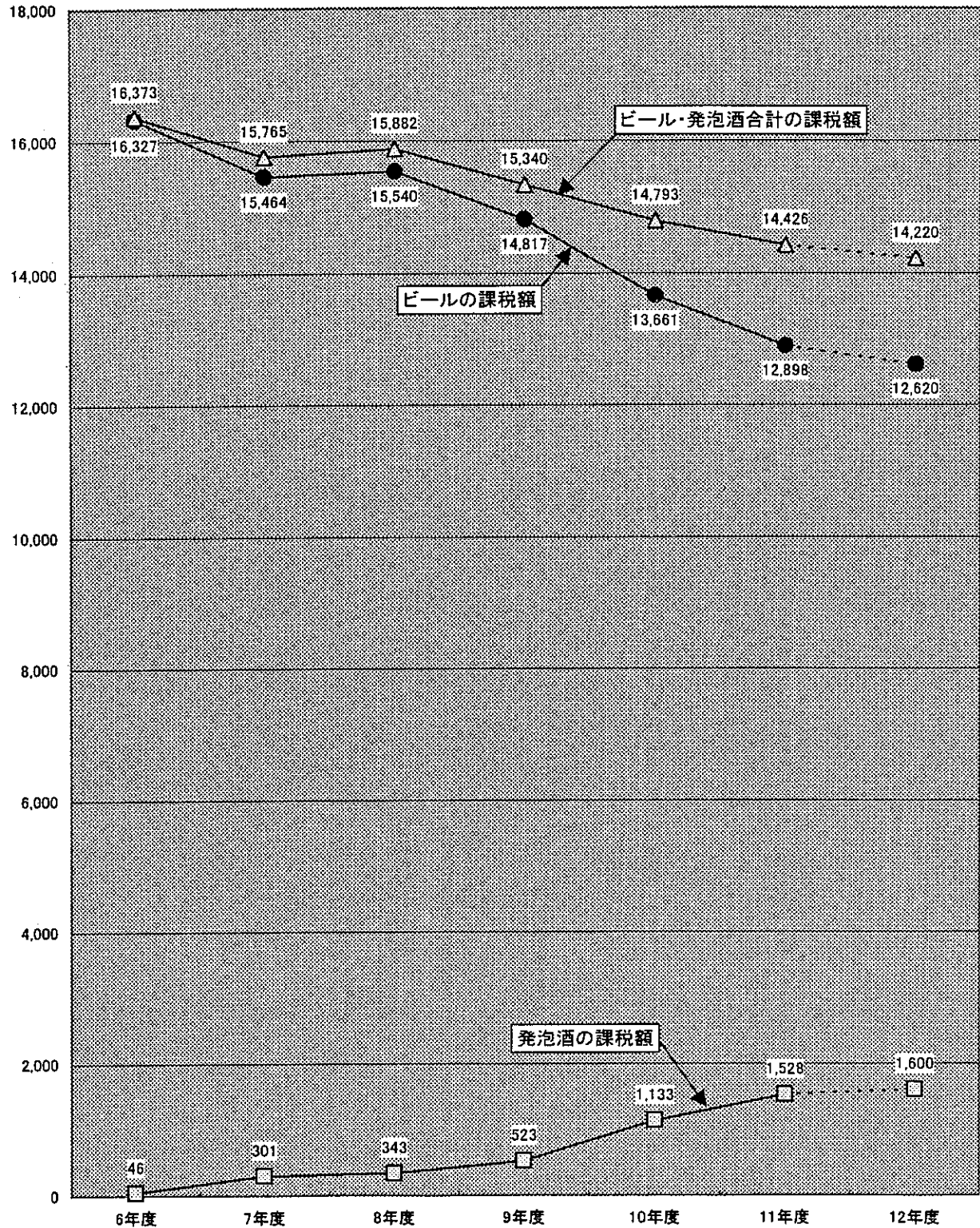
152,700円/kl

25%

105,000円/kl

ビール・発泡酒の課税額の推移

(億円)

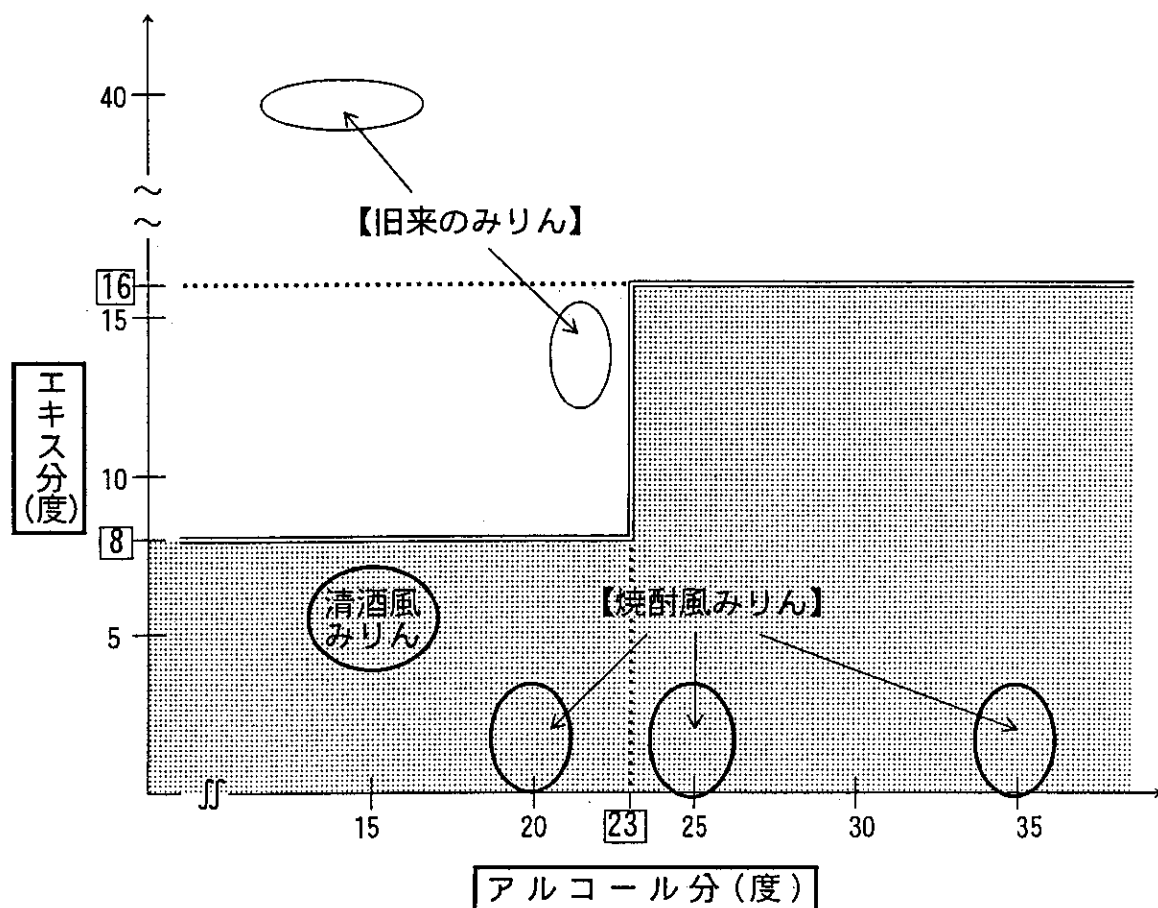


(注) 国税庁調べ。但し平成11年度は概数であるとともに、発泡酒課税額は雑酒の課税額をとった。また平成12年度は、ビール・発泡酒ともに12年度予算の見込額である。

みりん等に係る酒税の税率の特例措置（租税特別措置法第87条の3）

《平成12年4月1日から実施》

エクス分16度未満のみりん及びみりに性状が類似するその他の雑酒のうち、アルコール分23度未満かつエクス分8度以上のものの以外のものに係る酒税の税率について、焼酎と同等の水準とする。



【税率比較】

区 分	アルコール分	税 率	アルコール分 1度当たりの税率
みりん	度 13.5	円/kl 21,600	円 1,600
	25.0	39,200	
焼 酎	20.0	198,480	円 9,924
	25.0	248,100	
	35.0	347,340	
清 酒	15.0	140,500	9,367

【改正による税負担額の変化】

区 分	アルコール分	容量	A 改正前 (みりん)	B 改正後	B-A 差 額
焼酎風 みりん	度 20.0	ℓ 2.7	円 84.24	円 535.89	円 451.65
		4.0	124.80	793.92	669.12
	25.0	2.7	105.84	669.87	564.03
		4.0	156.80	992.40	835.60
	35.0	1.8	99.36	625.21	525.85
清酒風みりん	15.0	1.8	41.76	267.94	226.18